

# 北陸エリア海外メディア向けプロモーション事業業務委託仕様書

## 1 事業名

北陸エリア海外メディア向けプロモーション事業

## 2 事業目的

「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」（以下、「北陸エリア準備会」という。）では、観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」事業の「モデル観光地」に選定された北陸エリアにおいて、インバウンド高付加価値旅行者の誘客を促進している。

いわゆる高付加価値旅行者の誘致による経済効果は極めて高く、旺盛な旅行消費を通じて、地域の観光産業のみならず、多様な産業にも経済波及し、地域経済の活性化につながる。また、高付加価値旅行者による旺盛な知的好奇心を伴う自然体験・文化消費を通じ、地域の自然、文化、産業等の維持・発展に貢献することに加え、地域の雇用の確保・所得の増加や域内循環が図られ、持続可能な地域の実現や地方創生に寄与することから、今後のインバウンド戦略において高付加価値旅行者の誘致は重要な柱である。

「北陸エリア準備会」では、高付加価値旅行者の誘客にむけて、欧米豪を重点市場として位置づけており、令和8年度においては、北陸の認知度向上と誘客促進を図るため、海外メディアをターゲットとしたプロモーションと招聘を通じて、北陸の滞在価値の訴求と課題の検証等を行うものとする。

### ※活動指針

本事業の目的を実現するために、北陸の魅力が海外に的確に伝わり、現地メディアへの訴求ができるよう、観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」事業における北陸エリアのマスタープランを踏まえ、現地及び北陸の観光業界の状況を十分に把握し、北陸の観光振興に資する視点から内容、方法、効果を慎重に精査の上、業務を遂行すること。

## 3 業務区分及び対象市場

業務区分	対象市場
(1) メディア向けマーケティング業務（観光レップ）	アメリカ又はイギリス
(2) 現地メディア招聘業務	アメリカ又はイギリス

※企画提案においては、下記「5 事業内容」を踏まえ、委託業務の効果を最大化できるように、業務区分ごとに対象とする市場を具体的に提案すること（1つの業務区分でアメリカ及びイギリスの2市場を対象とすることも可とし、その場合は対象市場ごとの予算配分の割合等を示すこと）。

※「(2) 現地メディア招聘業務」においては、「(1) メディア向けマーケティング業務（観光レップ）」の対象市場（観光レップ設置国）から必ず現地メディアを招聘すること。なお、「(1) メディア向けマーケティング業務（観光レップ）」の対

象市場（観光レップ設置国）が1カ国である場合に、アメリカ及びイギリスの両国からメディア招聘を行うことも可とする。

#### 4 委託業務の期間

契約締結の日から令和9年2月19日まで

#### 5 事業内容

本事業の実施にあたり、「北陸エリア準備会」への連絡は日本語で行うこと。また公式に出す現地の言語の文章は、当該言語のネイティブもしくは同等の能力を有する者が作成すること。

##### (1) メディア向けマーケティング業務（観光レップ）

対象市場の現地メディアに対し北陸エリアの魅力を発信するため、記事掲載の働きかけを行うこと。活動期間は令和8年7月から令和9年1月までの7か月間とすること。

##### ① 観光レップの設置

- ・対象市場にメディア向けの北陸エリアの観光プロモーションの活動拠点として、観光レップを設置すること。
- ・レップ業務は、高付加価値旅行者の誘客を目的としたメディア向けプロモーションに実績を持つ者が実施すること（現地メディアへ影響力を持つマーケティング会社との連携も可）。
- ・情報発信の内容についてアドバイスを行うなど、「北陸エリア準備会」の活動に関するコンサルティング、サポートを行うこと。

##### ② メディアセールス

ア 対象媒体数：12 媒体以上

（企画提案において、セールス可能な媒体や活動量を具体的に示すこと。）

イ 掲載目標：企画提案において、以下項目を提案すること。

- ・掲載本数
- ・掲載予定媒体

<条件>

- ・金沢以外の地域も含む記事を半数以上とすること。

ウ 業務内容：

- ・メディアへのセールスの企画、進行、管理、運営を行うこと。
- ・セールスツールとして、「北陸エリア準備会」が制作したWEBサイト、ブランドブック等を活用すること。
- ・現地の観光レップとの連絡調整を行うこと。
- ・活動方針を含め、メディア向けマーケティング業務の活動期間における活動計画を作成すること。

- ・事前に対象市場のターゲット層のニーズの把握を行い、その結果を上記活動方針に反映させること。
- ・代表的な観光地だけでなく、北陸エリア全域の魅力を紹介できる記事掲載となるよう、働きかけを行うこと。

### ③ 各種マーケティング活動

- ・委託金額の上限内で実施可能な、北陸エリアの記事掲載に向けたその他のマーケティング活動(例:セミナー、ニュースレター配信、記事広告、商談会への出展等)を実施することとし、活動内容、回数、KPIの効果的な計測方法、実施により得られる効果等について提案すること。

### ④ 実施状況の報告

①～③の実施状況及び記事掲載状況について、

ア 活動に関する中間報告書を令和8年9月及び12月に提出すること。

イ 「北陸エリア準備会」と受託者との間で原則毎月ミーティングを行うこと。

ウ 現地の観光レップも交えたミーティングを必要に応じて実施し、「北陸エリア準備会」のマーケティング方針・方法に関する協議・助言を行うこと。

## (2) 現地メディア招聘業務

「(1) メディア向けマーケティング業務(観光レップ)」の活動と連携のもと、現地メディアを対象としたファミトリップを実施すること。

### ① 招聘メディア

- ・アメリカ又はイギリスのメディアを対象とする。
- ・被招聘者(フリーランスも可とする)は高付加価値旅行者に訴求可能なメディアとし、選定する被招聘者については事前に候補について「北陸エリア準備会」と協議の上、決定すること。
- ・被招聘者の選定後は、被招聘者と事前の連絡調整を行うこと。

### ② 招聘時期・期間

- ・時期: 令和8年7月～12月
- ・期間: 1回の招聘につき北陸エリア内で2泊以上とすること。

### ③ 招聘人数:

- ・現地メディア 8社8名程度以上  
(企画提案において、招聘可能な媒体数及び想定する媒体名を示すこと。)

### ④ 業務内容:

ア 行程の作成

- ・北陸エリアの観光資源の中から、ターゲット層が興味・関心を引き、周遊化を促

すために効果的なコースを盛り込んだ行程を作成し、「北陸エリア準備会」と協議の上、決定すること。

#### イ 被招聘者の選定・連絡調整

- ・ 招聘候補を選定し、プロフィールを「北陸エリア準備会」に提出すること。
- ・ 招聘案内等の翻訳・発送、事前の連絡調整を行うこと。

#### ウ 招聘及び視察にかかる手配

- ・ 必要に応じ日本までの国際航空券を手配すること。
- ・ 北陸エリアまでの国内移動手段を手配すること。手配は可能な限り北陸エリア内の地域 DMC とも連携の上行うこと。
- ・ 北陸エリア内での移動手段を手配すること。専用車（貸切バスまたはタクシー等）を手配する場合は、被招聘者、随行者の移動と荷物の運搬を考慮して余裕を持った大きさとする。
- ・ 宿泊施設を手配すること。なお、旅館の場合は1部屋1名の夕・朝食付き、ホテルの場合は1部屋1名の朝食付きを原則とする。
- ・ 行程中の全ての食事を手配すること。なお、食事についても視察の一環となるよう留意し、各地域の特色を出すことや食事内容が重ならないよう留意すること。
- ・ 取材にかかる観光施設への入場、体験等の手配を行うこと。
- ・ 必要に応じて、日本入国にかかる被招聘者の査証発給に係る手続きについて、国内受入責任者として書類の作成などを担い、支援を行うこと。

#### エ 視察への同行

- ・ 原則全行程に、通訳・旅程管理を行うことができる者が同行すること。
- ・ 今後の業務に有用な情報を適宜提供するため、当該地域について熟知した者が同行できるよう体制を整えること。

#### オ 招聘後のフォローアップ

- ・ 被招聘者全員に対し、北陸エリアにおける今後のマーケティングの参考となるようアンケートを視察終了後に実施・回収し、結果の翻訳・分析を行うこと。
- ・ 被招聘者に随時連絡をとり、追加情報の提供等のフォローアップを行うこと。
- ・ 招聘後のメディア掲載状況について、結果をフォローアップし報告すること。

#### カ その他

- ・ 取材の結果得られた情報・写真等は、本事業におけるその他のプロモーション活動において活用する可能性があることに留意すること。
- ・ 招聘に係る全行程の実施記録（写真画像含む。）を行うこと。
- ・ 被招聘者用の Wi-Fi ルーターまたは SIM カード（1人1台）の手配、車中での飲料水、保険等の備えを行うこと。
- ・ 行程中の万一の事故、怪我、第三者に対する損害等についての被招聘者の個人責任の範囲について、被招聘者に対しあらかじめ同意を得ること。
- ・ 悪天候や体調不良などにより被招聘者がキャンセル、途中離団等する場合、代案を提案すること。

## 6 事業の進め方

受託者は事業の実施にあたって、「北陸エリア準備会」と密接な連携を保ちつつ作業を進めるものとし、各事業に着手する際には「北陸エリア準備会」と協議をした上で着手するものとする。

また、業務の進め方等について、調整の必要や疑義が生じた場合についても、その都度「北陸エリア準備会」と十分に協議をした上で実施していくものとする。

## 7 成果品の納入

委託業務完了時には、下記に掲げるものを「北陸エリア準備会」へ提出すること。

- ・業務完了報告書（電子媒体1部）
- ・その他「北陸エリア準備会」が求める資料等（電子媒体1部）

## 8 本事業の期待する効果

### (1) メディア向けマーケティング業務（観光レップ）

- ・メディアセールス：12媒体以上とし、提案による。
- ・掲載本数：提案による

### (2) 現地メディア招聘業務

- ・現地メディア記事掲載：1媒体につき掲載1件以上（紙面、電子は問わない）
- ・記事は原則としてウェブサイトへ掲載されていること。
- ・事業開始前に掲載されていた記事は認めない。
- ・記事は委託業務期間内に掲載されるようメディアに対して働きかけること。

## 9 その他

- (1) 本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用したりしてはならない。
- (2) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- (3) 受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (4) 本事業は観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」事業として実施するものであり、事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」及び観光庁に帰属するものとする。
- (5) 受託者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- (6) 受託内容に疑義が生じた場合は、その都度「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」と協議の上、その指示に従って進めること。
- (7) 本仕様書はプロポーザル用であり、契約候補者とは内容を別途協議の上、契約を締結する。